

東日本大震災被災者の方へ 税金関係のお知らせ

税務収納課 ☎ 66・1116

大震災の被害にあわれた方は、所得税が軽減・免除され、還付される場合があります。

また、源泉所得税や自動車重量税なども特例があります。詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧いただくか、豊橋税務署にお問い合わせてください。

地方税の特例については、賦課期日 (個人住民税と固定資産税は1月1日、自動車税および軽自動車税は4月1日) にお住いの、都道府県または市町村にお問い合わせてください。

「安心ひろめ〜る」を登録しましょう

市では、気象警報、地震速報などの防災情報や、屋外拡声器から放送される無線放送情報の内容をメールで配信するサービスを実施しています。

ぜひ、ご利用ください。

◆登録方法

下記のアドレスに空メールを送信すると仮登録され、本登録用のメールが返信されますので、必要な情報を選んで本登録を行ってください。

✉ 空メール送信用アドレス ✉

toroku@nrc.gamagori.aichi.jp

安全安心課 ☎ 66・1156

問合先 豊橋税務署
☎ 0532・526201
※自動音声案内「2」です。

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

税務収納課 ☎ 66・1116

東日本大震災被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として市県民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会などへの義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。

詳しくは、総務省東日本大震災関連情報のホームページ (www.soumu.go.jp) をご覧ください。

保育園と幼稚園の比較

項目	保育園	幼稚園
根拠法	児童福祉法	学校教育法
目的	保育に欠ける乳幼児を保育する	幼児を保育し、心身の発達を助長する
入園対象	0～5歳児の保育に欠ける乳幼児	3歳～小学校就学前の希望する幼児
保育時間	通常保育 8:30～16:30 延長保育 7:30～19:00 (園によって異なる)	1日4時間を標準とするが、延長の預かり保育など園によって異なる
保育料	保護者の所得によって異なる	保護者の所得に関係なく同額

- 木船幼稚園 ☎ 69・4418
蒲郡町荒子81-17
- 蒲郡あけぼの幼稚園 ☎ 66・1511
鹿島町エボシ形13-1
- 蒲郡あさひこ幼稚園 ☎ 66・5300
三谷町塚前60-1

「来年度、お子さまの入園をお考えの方へ」 保育園と幼稚園の違い

問合先

保育園…児童課 ☎ 66・1107
幼稚園…各私立幼稚園

◎保育園とは

保育園は、保護者の方が昼間仕事や出産などの理由で家庭で保育ができない0～5歳児を、保護者にかわって保育をするところです。現在、市内には公立・私立合わせて18の認可保育園がありますが、市内にお住まいの方なら、地域を問わず、どの保育園にでも入園を希望することができます。

来年度の保育園入園申し込みは、広報9月号でお知らせする予定です。

◎幼稚園とは

幼稚園は、義務教育およびその後の教育の基礎を培う教育施設で、保護者の仕事の状況などにかかわらず、満3～5歳児を受け入れています。

市内には、私立幼稚園が3園あり、それぞれの幼稚園で特色ある幼児教育をしています。また、市内の幼稚園では通園バスによる送迎も行っています。

来年度の入園申し込みや教育方針など、詳しくは各幼稚園へ直接お問い合わせください。